

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年 3月30日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

鳥取県病院局管理規程第 1 号

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後		改 正 前																																												
<p>(局総務課の所掌事務)</p> <p>第 4 条 局総務課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>局総務課</u>の契約に関すること。</p> <p>(13)及び(14) 略</p> <p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第 5 条 次の表の第 1 欄に掲げる病院ごとに、同表の第 2 欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第 3 欄に掲げる科、室、部及び課を置き、鳥取県立中央病院医療局の内科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第 4 欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">鳥取県立中央病院</td> <td rowspan="4">医療局</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>放射線科 画像診断室</td> </tr> <tr> <td>放射線治療室</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">鳥取県立厚生病院</td> <td rowspan="4">医療局</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>循環器内科</td> </tr> <tr> <td>不整脈内科</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>地域連携センター</td> <td>がん相談支援室</td> </tr> </table> <p>(病院の所掌事務)</p> <p>第 6 条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>女性職員支援室</td> <td>1 女性職員の勤務環境等の改善に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 女性職員の相談支援に関する</td> </tr> </table>		鳥取県立中央病院	医療局	略	放射線科 画像診断室	放射線治療室	略	略		鳥取県立厚生病院	医療局	略	循環器内科	不整脈内科	略	略	地域連携センター	がん相談支援室	略	女性職員支援室	1 女性職員の勤務環境等の改善に関すること。		2 女性職員の相談支援に関する	<p>(局総務課の所掌事務)</p> <p>第 4 条 局総務課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>局</u>の契約に関すること。</p> <p>(13)及び(14) 略</p> <p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第 5 条 次の表の第 1 欄に掲げる病院ごとに、同表の第 2 欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第 3 欄に掲げる科、室、部及び課を置き、鳥取県立中央病院医療局の内科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第 4 欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">鳥取県立中央病院</td> <td rowspan="4">医療局</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>放射線科 画像診断室</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">鳥取県立厚生病院</td> <td rowspan="3">医療局</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>循環器内科</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>地域医療連携室</td> <td></td> </tr> </table> <p>(病院の所掌事務)</p> <p>第 6 条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>女性職員支援室</td> <td>1 女性職員の勤務環境等の改善に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 女性職員の相談支援に関する</td> </tr> </table>		鳥取県立中央病院	医療局	略	放射線科 画像診断室	略	略	略		鳥取県立厚生病院	医療局	略	循環器内科	略	略	地域医療連携室		略	女性職員支援室	1 女性職員の勤務環境等の改善に関すること。		2 女性職員の相談支援に関する
鳥取県立中央病院	医療局			略																																										
				放射線科 画像診断室																																										
				放射線治療室																																										
		略																																												
略																																														
鳥取県立厚生病院	医療局	略																																												
		循環器内科																																												
		不整脈内科																																												
		略																																												
	略																																													
地域連携センター	がん相談支援室																																													
略																																														
女性職員支援室	1 女性職員の勤務環境等の改善に関すること。																																													
	2 女性職員の相談支援に関する																																													
鳥取県立中央病院	医療局	略																																												
		放射線科 画像診断室																																												
		略																																												
		略																																												
略																																														
鳥取県立厚生病院	医療局	略																																												
		循環器内科																																												
		略																																												
	略																																													
地域医療連携室																																														
略																																														
女性職員支援室	1 女性職員の勤務環境等の改善に関すること。																																													
	2 女性職員の相談支援に関する																																													

	<p>ること。</p> <p>3 病児病後児の院内保育に関すること。</p> <p>4 女性職員支援室の管理に関すること。</p>		<p>ること。</p> <p>3 病児病後児の院内保育に関すること。</p> <p>4 女性職員支援室の管理に関すること。</p>
		<p>地域医療連携室</p>	<p>1 地域における医療機関との連携に関すること。</p> <p>2 医療社会事業に関すること。</p> <p>3 地域医療連携室の管理に関すること。</p>
<p>(職制)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 <u>局総務課の長</u> (以下「課長」という。) の職務を補佐し、課長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、局総務課に課長補佐を置くことができる。</p> <p>3 及び 4 略</p> <p>5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、臨床研修支援室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、中央滅菌材料室、新生児集中治療室及びがん相談支援室に副室長を、地域連携センターに副センター長を置くことができる。</p> <p>6 及び 7 略</p>		<p>(職制)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 <u>前項の課長</u>の職務を補佐し、課長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、局総務課に課長補佐を置くことができる。</p> <p>3 及び 4 略</p> <p>5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、<u>地域医療連携室</u>、臨床研修支援室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、中央滅菌材料室、新生児集中治療室及びがん相談支援室に副室長を、地域連携センターに副センター長を置くことができる。</p> <p>6 及び 7 略</p>	

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。